

# 重要事項説明書

## 1. 当事業所の特徴

### (1)目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対して、適切な(介護予防)通所リハビリテーション等を提供します。

### (2)運営の方針

当通所リハビリテーション事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業所の概要

### (1)事業所の概要

事業所名	八王子保健生活協同組合 城山病院 通所リハビリ 結生
所在地	八王子市元八王子3-2872-1
連絡先	070-6514-7538
管理者名	杉本 淳
サービス種類	介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション
介護保険指定番号	1372901254 号
サービス提供地域	泉町、叶谷町、川町、下恩方町、西寺方町、城山手、諏訪町、大楽寺町、高尾町、廿里町、長房町、式分方町、西浅川町、初沢町、東浅川町、元八王子町、横川町、四谷町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2)営業時間

平日	9:00 ~ 17:00
定休日	土日・祝日・12月29日~1月3日

### (3)職員体制

	人数
管理者	1名
医師	1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2名以上
介護職員	1名以上

### (4)同センターの設備の概要

定員	午前 14 名 午後 18 名
介護予防及び通所リハビリテーション室	1 室 167.95 m <sup>2</sup>
送迎車	3 台(うち、2台車椅子乗降リフト付き)

## 3. サービス内容

理学療法士等を中心としたリハビリテーション、グループで取り組む体操、自主トレーニングなどを提供し、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では、知的能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。

(1)利用料金:別表参照

(2)キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡をいただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前 8 時 45 分までにご連絡がなかった場合	500 円を徴収

※ご利用日が月曜日または休前日の場合はご注意ください。

#### 4. 利用料金

(1)費用

別料金表に記載されている利用料金の1割、2割もしくは3割が利用者負担額になります。

(2)利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月中旬頃に当月分の料金を請求いたしますので、あらかじめ指定した方法でお支払いください。

(3)その他の費用

ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用、また訓練時に使用した公共交通機関などの費用は、ご利用者様の負担になります。

(4)介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

①引き落とし、②銀行振込、③郵便局振込のいずれかでのお支払いとなります。

#### 5. サービス内容に関する苦情

(1)当事業所利用者相談・苦情担当

電話番号 070-6514-7538

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時(土日・祝日・冬期休暇を除く)

責任者 市川 富啓

\*苦情対応手順(別紙)に基づいて迅速かつ適切に対応いたします。

(2)行政機関その他苦情受付機関

・八王子市役所 高齢者福祉課 相談窓口

電話番号 042-620-7420 受付時間 月～金曜日 午前 8 時半から午後 5 時

・国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課 介護相談窓口

電話番号 03-6238-0177 受付時間 月～金曜日(祝日除く) 午前 9 時から午後 5 時

#### 6. 情報の公表

当センターは、利用者が自ら介護サービス事業者を適切に選択できるよう「介護サービス情報の公表」制度に基づき、提供する介護サービスの内容や運営状況等を公表します。

#### 7. サービスの質の向上に対する取り組み

(1)当センターは、自らが提供するサービスの質の評価を行い、改善を図ります。

(2)当センターは、ISO9001認証事業所です。ISO要求事項に基づき、一般内部監査、法令遵守専門内部監査を実施します。また外部機関により、定期的に事業所の運営状況が審査されます。このため東京都福祉サービス第三者評価を受審していません。

(3)当センターは、利用者・家族に対し、定期的に利用者満足度調査を実施します。

## 8. 緊急時の対応方法

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄: )
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄: )
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

## 9. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行ないます。

- (1) 防火管理者は病院事務長とし、火元責任者は当該理学療法士とする。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため自主点検を行ないます。
- (3) 非常災害用の設備点検は保守契約業者に依頼します。点検の際は防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとします。
- (6) 防火管理者は職員に対して防火教育・消防訓練を年4回実施します。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

## 10. ハラスメント対策の強化

事業者は適切な通所リハビリテーションのサービスの提供を確保する観点から、利用者やその家族等から受けるものや職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

## 11. 高齢者虐待防止の推進

(1)事業者は利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、適切に実施するための担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、サービス従事者に周知徹底を図ります。
- ②事業者における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③事業者においてサービス提供者に対して、虐待の防止を図るための研修を定期的実施します。

## 12. 感染症や災害への対応

(1)事業者は感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2)事業者は感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための、指針の整備を図ります。
- ③事業者において、感染症の予防及びまん延防止のための、研修及び訓練を定期的実施します。

## 13. 法人の概要

(1) 名称と法人種別

名 称:八王子保健生活協同組合  
法人種別:生活協同組合

(2) 代表者名

代表理事 杉本 淳

(3) 法人所在地

東京都八王子市元八王子町3丁目2872番地1  
電話番号:042(661)4413 FAX:042(661)4473

担当事業所以外の事業所

城山病院  
城山病院通所リハビリ結生  
城山病院訪問リハビリ結生  
はちせい 健友クリニック  
城山介護サービス  
城山訪問看護ステーション  
指定居宅介護支援事業所たかお  
指定居宅介護支援事業所だいらく  
八王子市高齢者あんしん相談センター高尾(八王子市受託事業)  
八王子市高齢者あんしん相談センター元八王子(八王子市受託事業)  
指定通所介護事業所 いきいきラウンジ爽杜  
地域密着型通所介護事業所 いきいきラウンジ栄杜  
小規模多機能 快杜  
サテライト 悠杜  
城山みなみ訪問看護ステーション  
福祉用具サービス こもれび  
シルバーふらっと相談室 館ヶ丘(八王子市受託事業)  
城山介護 24 時間サービス  
城山介護 24 時間サービスサテライトめじろ台

以上、八王子市内に 18ヶ所